

令和7年第10回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和7年10月29日（水）
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 502会議室
- 3 出席委員等 教育長 市岡 良庸 委員 小野 聰子
委員 高田 彩 委員 大井 知教
委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員

教育部長	中野 裕夫
次長兼教育総務課長	柴田 光起
理事兼学校教育監	石田 隆幸
生涯学習課長	松田 直樹
文化財課長	武田 健市
学校給食センター所長	楢田 光吉
参事兼教育総務課長補佐	古関 義信
企画経営部企画課スマーチュエルネステーション室長	水越 森蔵
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後5時15分
- 9 議事日程

日程第1	前回議事録の承認について
日程第2	議事録署名委員の指名について
日程第3	諸般の報告 事務事業等の報告
日程第4	議事 (1) 報告第4号 令和6年度多賀城市一般会計決算の概要について (2) 議案第25号 学校給食費の改定について (3) 議案第26号 行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について (4) 議案第27号 多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則について

(5) 議案第 28 号 多賀城市社会体育施設等指定管理者の更新について

(6) 議案第 29 号 多賀城市文化センター指定管理者の更新について

日程第 5 その他

(1) 多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本構想（案）について

教育長

ただ今の出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 10 回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和 7 年第 9 回定例会及び第 4 回臨時会の議事録について承認を求めるます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めるますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 21 条第 3 項の規定により、教育長において、高田委員、小野委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第 3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願ひいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の 1 ページをお願いします。

始めに教育総務課関係です。

9月27日から28日まで、「令和7年度仙台北地区中学校新人体育大会」が多賀城野球場など各会場において開催され、各競技において熱戦が繰り広げられました。

10月1日、第3回市議会定例会で任命に同意された市岡良庸教育長及び小野聰子委員に対し、市長から辞令の交付がありました。

来年度の新入学児童を対象とした「就学時健康診断」を、10月7日に多賀城東小学校で実施しました。10月29日に天真小学校、11月5日に山王小学校、11月7日に多賀城小学校、11月12日に多賀城八幡小学校、11月14日に城南小学校の順で実施予定です。10月1日現在の対象児童数は、全小学校で、492名です。

10月8日から10日まで、「多賀城市・太宰府市中学生交流事業」として太宰府市から中学生8名を受け入れ、多賀城市内の見学や高崎中学校への訪問などを行いました。本市の中学生8名は、10月29日から31日まで2泊3日の予定で太宰府市を訪問いたします。

10月10日、仙台管内教育委員会教育長会議がホテル白萩で開催され、教育長が出席しました。

10月10日、小中学校の終業式が行われました。10月14日の1日間の秋季休業日を経て、15日に二学期の始業式を迎えました。

10月17日、城南小学校創立50周年記念式典を同校で開催し、教育長が出席しました。

10月27日、令和7年度第1回学校給食センター運営審議会を開催し、「令和7年度多賀城市学校給食費の改定について」を審議し、答申がありました。

10月28日、宮城県都市教育長協議会教育長・総務主管課長会議が白石市で開催され、教育長が出席しました。

続いて生涯学習課関係です。

10月12日、多賀城駅前公園で第27回史都多賀城万葉まつりが開催されました。華やかな万葉衣装に身を包んだ約200名の市民が、文化センターから多賀城駅前公園まで練り歩きました。まつり会場では、万葉ステージや売店のほか、多賀城高校茶華道部を含む3団体による茶席が設けられ、多くの市民がまつりを楽し

みました。また、新規企画ツアーの「万葉衣装を着て多賀城を巡ろう！」には25名が参加しました。

文化センターでは、「大伴家持のつどい短歌大会表彰式」と「基調講演」が同日開催されました。

10月13日、令和7年度スポーツフェスティバルを多賀城市総合体育館で開催し、約300名が参加しました。多賀城市スポーツ協会をはじめ多くの団体の協力を得ながら、スポーツ体験、アスレチック及び武道体験など数多くの種目を設定し、楽しみながら体験をとおして、スポーツ活動に取り組むきっかけづくりや施設の利用促進を図りました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから6ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

7月5日から8月17日まで埋蔵文化財調査センター展示室で、考古資料展「多賀城南門と瓦の歴史」を開催し、1,073名の観覧者がありました。

9月13日に利府町で「むすび丸春日パーキングエリア歴史体験まつり」を開催し2市3町に東松島市を加え合同で勾玉作りや火起こし、各自治体で出土した遺物に触れるなどの体験ブースを展開し、521名が参加しました。

10月15日から17日まで、第60回記念全国史跡整備市町村協議会大会が愛知県小牧市で開催され、市長と文化財課長が出席しました。

10月19日に仙台市縄文の森広場秋まつり「山田上ノ台式縄文乃秋」「瓦マグネット作り」「貝絵付け」ブースを出展し、105名が体験しました。

令和7年10月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

報告第4号 令和6年度多賀城市一般会計決算の概要について

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、報告第4号「令和6年度多賀城市一般会計決算の概要について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは7ページをお願いします。報告第4号「令和6年度多賀城市一般会計決算の概要について報告します。8ページをご覧ください。

はじめに決算総括の報告です。8ページ上段の目的別決算額の状況の表をご覧ください。太枠で囲んだ10款教育費の欄をご覧ください。教育費は37億8,234万5千円で、前年度、令和5年度と比べまして、減額としまして1億3,919万2千円の減となり、率として25.7%の減となりました。主な要因につきましては、下段の四角の囲みの欄をご覧ください。

教育費の主な増減要因として、減要因ですが、特別史跡多賀城跡復元整備事業が6億6,618万7千円ということで、こちらは対前年度比では増ですが、文化センターの改修事業が皆減0円となりまして、対前年度比で11億1,552万9千円の皆減ということで、こちらの影響が大きかったというところでございます。

続きまして、これらの予算に基づく主要な施策の成果についてご報告します。報告第4号関係資料2と報告第4号関係資料3をご準備ください。

それでは関係資料2の「多賀城市まちづくり報告書」についてご説明します。こちらは副題として、第6次多賀城市総合計画進捗状況報告とありますとおり、本市の最上位計画であります総合計画に基づきまちづくりがどの程度進んでいるか、事業の成果は上がっているかなどを市民に分かりやすくご理解いただけるよう、健康診断書のようなスタイルでまとめたものです。今回は政策3の教育文化に関するものについて抜粋しましたので、そちらの6年度事業の評価についてご説明します。

12ページをご覧ください

政策3「夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり」の施策1「学校・教育・地域の連携による教育力の向上」です。政策の目指す姿は、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちが生き生きと安全に暮らすことができていますという状況を目指しています。指標として、指標①の、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの豊かな育ちを支え合う地域が作られていると思う市民割合は、こちら市民アンケートで取得したものですが、令和6年度の実績値は37%ということで、前年度と比べますと上がっていきますけれども基準値38.6%と比べると、指標の動きとしては横ばいという状況でした。横ばいの原因としましては、評価の欄に記載されているような理由が考えられます。

続きまして14ページをご覧ください。施策2「学校教育の充実」です。施策の目指す姿は、児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができているということを目指し

ています。指標①の欄をご覧ください。その成果と評価についてです。学校生活が楽しいと思う児童の割合、小学生については、これは教育総務課での独自調査によるものです。

令和6年度の実績値は89.3%でした。昨年度、令和5年度と比べると上がっていますが、基準値の92.3%と比較しまして、指標の動きとしては、曇りの横ばいという状況です。横ばいの原因については、記載のとおりです。

続きまして指標②学校生活が楽しいと思う生徒の割合の中学生についてですが、こちらにつきましては、実績値が85.1%となっています。昨年度と比べると少し下がっていますが、基準値の81%と比べると高い率を保っています。そのため、指標の動きとしましては、晴れの向上となっています。この要因については、記載の通りと分析しています。

続きまして、18ページをご覧ください。

施策3「生涯学習の促進」です。施策の目指す方は、生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があることで、生きがいを持って社会に参加し、心豊かに暮らすことができているという状況を目指しています。この成果状況と評価ですが、指標①の欄をご覧ください。生涯学習を行っている市民の割合について、令和6年度の実績値は73.5%でした。昨年度より少し上がっていますので、基準値の71.3%よりも上の値となっています。指標の動きとしては、晴れの横ばいと評価しています。

評価の原因については 記載のとおりでございます

次に22ページをお開きください。施策4「市民スポーツ社会の促進」です。施策の目指す姿は、運動・スポーツに親しむ機会や場があり、生涯を通じて運動・スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができている状態を目指しています。

その成果は指標①をご覧ください。週1回以上運動・スポーツをしている市民割合ですが令和6年度の実績値は44.4%でした。昨年度の49.4%に下がっております、基準値の46.2%と比べても少し低い状況です。指標の動きとしては曇りの横ばいと評価しています。原因については左に記載のとおりですが、新型コロナウイルスの影響等があるのではないかと考えています。

続きまして24ページをお開きください。施策5「文化財の保護と活用」です。

施策の目指す姿は、文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができますということを目指しています。指標としましては、市の歴史と文化を身近に感じている市民割合としています。令和6年度の実績値は66.4%です。昨年度よりも上昇していますし、基準値の55.2%よりも大きく上回っている状況です。指標の動きとして

は、晴れの向上と評価しています。その原因としましては記載にあるように多賀城跡復元事業の進捗、創建1300年事業や多賀城碑の国宝指定等々の情報発信が良いと考えています。主要な施策に関する報告書「多賀城市まちづくり報告書」の説明については以上です。

続きまして、今ご説明申し上げました各施策を構成する主な事務事業についてご報告します。報告第4号関係資料3、令和6年度教育委員会所管の主要な施策の成果に関する報告書（事務事業評価表）についてご注意ください。1ページをご覧ください。

令和6年度の教育委員会所管主要事業の17事業について、議会に重点事業としてこれらの報告書を提出いたしました。これら17事業は全て継続事業となります、この17事業のうち特徴的なものについて、5事業を議会でも特に説明しておりましたので、その事業について教育委員の皆様にもご報告します。まず始めに7ページをご覧ください。

地域とともにある学校づくり事業、地域学校協働活動事業です。手段の欄をご覧ください。令和6年度の取り組みとしましては、地域学校協働本部の運営や学校支援活動、放課後子ども教室といった子どもたちを地域全体で支える取り組みを行ったほか、公民館3館で市内の小学生を対象とした防災キャンプを実施し、地域住民、多賀城消防署、地元企業のほか、中学生や宮城学院女子大学からもご協力いただき、地域の教育力向上を図りました。

下段の取り組みの評価につきましては、地域学校協働活動推進員や学校の教員など様々な方々とともに 事業を行っているため おおむね順調であると評価しております。

11ページをご覧ください。次に小学校環境整備事業について説明します。手段の欄をご覧ください。令和6年度は山王小学校東側校舎の長寿命化改良工事に着工いたしました。そのほか、空調設備設置業務として城南小学校と令和5年度からの繰り越しで、山王小学校及び天真小学校の特別支援学級へのエアコン設置を行っています。

評価の欄ですが計画的に学校環境の整備を行っていることから、おおむね順調であると評価しています。次に16ページをお開きください。

地域とともにある学校づくり事業、コミュニティスクール事業です。令和6年度は、すでに5年度から設置済みである先進校の多賀城八幡小学校と多賀城中学校以外の各小中学校に学校運営協議会を設置しました。また、児童生徒の自主学習を支援する多賀城スコーレを夏季と冬季に実施しました。こちらは東北学院大学のご協力によるものです。下の欄の評価についてですが、全ての市立小中学校に学校運営協議会制度を設置したことから、おおむね順調であると評価しています。

次に 17 ページをお開きください。令和の万葉大茶会交流事業について説明します。手段の欄ですが、令和の万葉大茶会多賀城大会実行委員会に対して事業補助金を交付したほか、加盟自治体や運営に参加する市民団体等との連絡調整など、事務局業務を支援し、梅花の宴再現、茶会、万葉故地めぐり大会式典基調講演及び交流会を実施いたしました。評価ですが、令和 6 年度は主催市及び加盟自治体として参加しており、予定通り事業が開催されたことから、順調であると評価しています。

次に 18 ページをお開きください。特別史跡多賀城跡復元整備事業について説明します。手段の欄をご覧ください。令和 6 年度には築地塀復元工事、地形修復工事及びガイダンス施設建設工事を実施しました。このほか普及啓発事業として、記録映像制作業務、環境整備事業として案内看板等設置工事やインターネットルーター等設置業務を実施しました。これらの業務には、ガイダンス施設の完成や南門のオープニングセレモニー終了後に着手するものもあり、一部を令和 7 年度に繰り越しています。評価の欄ですが、令和 6 年度末に難問等の復元工事が完了し、令和 7 年度には良好な環境形成を図るため植栽等の整備に入るため、適切な維持管理を図りながら進めていくことから、おおむね順調であると評価しています。以上をもちまして、報告第 4 号に關係する説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。
星山委員。

星山委員

報告第 4 号関係資料の 3、事務事業評価表についてですが、こちらの 16 ページ、地域とともにある学校づくり事業（コミュニ・ティスクール事業）について質問します。活動指標 D 「学校運営協議会開催回数」ということで、令和 6 年度が 41 回です。活動指標 C 「研修会、ワークショップ等実地回数」とありますけれども、これから運営協議会コミュニティスクールの委員さんたちに、多賀城小学校では、ご協力いただきながら P T A 事業を行っていきます。こういう事業はこの指標にカウントされていくのですか。

例えば地域学校協働活動推進員は、こちらは恐らく生涯学習課に書面で申請して、このような学校行事へご協力を依頼するというスキームがあるのですが、運営協議会に何か依頼する場合、申請の流れはありますか。

学校教育監

こちらの方の活動指標にある数字について、ご説明します。活動指標 D の学校運

當協議会開催回数につきましては、協議会委員が学校に参集して行うもので、各学校にて4～5回実施した回数をカウントしての41回となります。

活動指標Cの研修会、ワークショップ等実施回数につきましては、教育委員会が主催で実施した研修会につきましては、各学校運営協議会の委員長と各学校の担当教員を集めて、成果、課題等を共有するという会を1回行いました。あとは各学校の学校運営協議会で主体に行った活動については、この指標等には反映させていません。

生涯学習課長

生涯学習課で、学校から要望があり、例えばミシンボランティアさんに授業をサポートしていただきたいと要望があれば、推進員や生涯学習課に書類を提出してもらい、何人くらい学校で必要なのかを共通理解するための書類があるのですが、そういうものが星山委員のご質問では、こちらの方でも必要なのかということですね。

学校教育監

学校運営協議会といたしまして、書類提出を求めたり、その事業に關係して金銭や保険の対象についての仕組みはありませんので、そこを理解いただければと思っています。

星山委員

P T Aの立場になりますが、積極的に運営協議会の皆様と一緒にいろいろな事業を進めていきたいと考えていたので、その時には学校にもお話をしていましたが、そうしたら学校から運営協議会の皆様がP T A行事でこのようなことを行いますと、学校から教育委員会の方に報告をした方がよいでしょうか。

学校教育監

ぜひ先進的または有効な取り組みにつきましては、各学校で情報を共有しながら、他の学校ではできないだろうかという材料にしたいです。各学校からは、是非ぜひ挙げてもらえるように、教育委員会からも働きかけたいと思います。

星山委員

推進協議会の申請書類があった方が書きやすいと思います。検討させてください。

学校教育監

承知いたしました。

教育長

ほかにございますか。大井委員。

大井委員

7ページ「地域とともにある学校づくり事業（地域学校協働活動事業）」と16ページの「地域とともにある学校づくり事業（コミュニティ・スクール事業）」というのは要するに、コミュニティ・スクール事業とは、学校によると内向きの事業で、地域学校協働活動事業は、おそらく外向きで、これらは事業として全くクロスしないのでしょうか。

学校教育監

このコミュニティ・スクール事業につきましては、先ほどの教育総合会議時に教育長が申し上げましたが、学校の共同経営者ということで、学校の課題等を委員の皆様と共有し、その課題解決のために何かできないかという議論や提案を行う役割を担っています。

学校運営協議会の委員の中に、7ページにあります地域学校協働推進員を入れています。ですので、その課題等をその委員の方々も知っています。その課題を解決するために、「このような人がいる」「こういうことができる人がいる」という人を学校とつなぐ役割がありますので、そういった意味では、この地域学校協働活動事業は、どちらかというとアグレッシブに動いているようなイメージを持たれると思いますが、学校運営協議会を兼ねている方もいますので、学校の内部のことでも広く知っていただいた上で、いろいろ動いていただいている。

大井委員

だから、地域学校協働活動実施回数が200回以上と高いということですね。

生涯学習課長

16ページのコミュニティ・スクール事業の方は、学校運営に関することということで、7ページの方は私たち生涯学習課で担当している地域学校協働活動事業といいまして、実際に、学校と地域と家庭をどのように結んでつなげていこうか、連携していくかというところで、そのためには、地域学校協働活動推進員という方がいます。パイプ役となる方がいてその方がうまくその3つを連携できるような形でいろいろな活動をしています。7ページ中段に手段という欄がありますが、こち

らの5つが実際やっていることです。本部の運営は推進員が集まって行う運営だったり、また学校支援活動については、先ほど星山委員からお話しがあったように学校で例えばミシンの授業をやるときに、誰かボランティアしてほしいとか、体力測定を行う際にサポートする人がほしいという要望を受けて推進員がボランティアを集めてきてくれて、活動につなげています。また、放課後子ども教室は空き教室を利用して、放課後子どもたちを集めて昔遊びをしたりしているものです。また、家庭教育支援などは子育て講座を実施したり、スマートフォンの使い方など保護者を含めて教育したりすることがありました。

また、地域教育力向上は公民館で実施しており、防災キャンプというもので活動しています。どちらかというと運営というよりは、活動して地域連携するような形を取っているような事業ということでこの7ページの事業と16ページの事業は両輪で進めいかなければならないということで、これまでご説明させていただいていたところでした。以上です。

大井委員

わかりました。

高田委員

私は、コミュニティ・スクールの中に、地域学校協働活動事業があるのかと思っていました。理解できました

教育長

ほかにございますか。小野委員。

小野委員

4ページ、5ページの学校教育支援事業です。事務局からの説明にはありませんでしたが、令和6年度に支援システムにより作成した個別支援計画数が、小学校では113、中学校では35ということで昨年度導入したシステムを活用しているのだなということが分かり、この数字を見て良かったと思っていました。導入していただき、ありがたいと思った感想です。

学校教育監

ありがとうございます。支援学級の子どもたちにつきましては、この指導計画・支援計画を作成するために、令和6年度予算に計上しましたが、過日各学校を回りまして、支援員の活用状況についてもヒアリングをしました。LD等通級に通って

いる子どもたちの支援計画等も作っているという学校もありました。もっと発展的に、通常学級でも少し気になる児童生徒についても、リタリコソフトを使ってアセスメントしています、ということで、令和7年度はさらに活用が進んでいると考えています。

令和7年度はさらに数字が上回るのではないかと期待しています。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。報告第4号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、報告第4号について承認します。

議案第25号 学校給食費の改定について

教育長

次に、議案第25号「学校給食費の改定について」を議題といたします。内容につきましては、学校給食センター所長から説明をいたします。

学校給食センター所長

議案第25号関係資料2をご用意ください。学校給食費改定について説明します。

2ページをお願いします。1 「学校給食を取り巻く環境」です。

本市は近年、食材価格の高騰に対応するため、令和4年度から学校給食の質と栄養価の維持のため公費を充当してまいりました。

令和7年4月に給食費を改定しましたが、11月からの米飯価格の大幅な上昇が見込まれるなか、9月の市議会定例会で国の交付金を活用する補正予算が認められ、保護者負担額を据え置きつつ、給食の質と栄養価を維持することが可能となりました。そこで新米提供開始の11月を見据え、国の交付金を活用しつつ給食費の改定を進めることといたしました。

3ページ、2 「本市の食材料」です。

本市では厳選された安心・安全な食材料を使用しています。

1. で示すように米飯には、多賀城市産の、農薬や化学肥料の使用を抑えて育てた環境保全米「ひとめぼれ」1等米を使用しております。

2. パンには、国内産の小麦粉など良質な材料を使用しております。

以下様々な工夫を凝らして、品質や美味しさを考慮して食材を選定しております。

4ページ、3「本市の栄養価」です。

本市の学校給食は、令和3年4月1日に改正された『学校給食摂取基準』を満たす献立となっており、子どもたちの健やかな成長を栄養面からサポートしています。

オレンジ色で表記した項目が基準値以下の項目です。

令和3年度の給食費改定以降はほぼ、栄養価を満足しています。令和4年度以降は、給食費に公費を補助して、栄養価を満たすようにしています。

5ページ、4「学校給食費用の内訳」です。

学校の給食には様々な費用が発生しております。赤枠で囲った、『食材費』、オレンジ色で囲った、光熱水費・施設設備費・修繕費・委託料などです。

保護者の皆さんからいただいた給食費は、全て食材費に充てています。

この食材料の購入費用が物価高騰により足りなくなってきていて公費を含んでおります。

6ページ、5「学校給食費用の内訳」(法的な区分)です。

学校給食法第11条及び『学校給食の実施に関する事務処理及び指導の指針について』などに基づいて給食費の費用を保護者負担と公費負担に分けています。

実際に多賀城市で保護者負担としているのは、黄色に塗られた部分で、一番右側に記載の通り食材料費のみ保護者負担しております。

7ページ、6「学校給食費の実施状況」です。

令和3年度に給食費を改定してから令和7年度までの学校給食の運営経費となります。

棒グラフのオレンジで表記した部分をご覧ください。令和3年度は2億8,700万円だったものが年々上昇し、令和7年度は、昨年度の米の価格の高騰もあり、予算額ではありますが、3億9,200万円余りとなっております。

これにもまして、11月からはさらに米の価格が高騰して食材費が負担となっております。

8ページ、7「仙台市の消費者物価指数」です。

2021年、給食費を改定した令和3年の、消費者物価指数が99.7です。直

近の2025年8月は、消費者物価指数が127.4です。

この数値から令和7年11月を想定しますと、給食費を改定してからの上昇率は2.88%となります。

9ページ、8「仙台市の消費者物価指数を基にした推計」です。

この表から分かるのはグラフの一番下の青線の左端、令和3年4月99.3から一番上の茶色い線の右端、令和7年11月128.5までの間29.4%上昇しています。約4年半で食材が約3割の上昇ということになります。

10ページ、9「令和7年4月（想定）から11月までの副食（おかず）の値上がり額」です。

8ページで示した2.88%の物価の値上がりから、令和7年4月から11月までの上昇率で計算しますと、表のとおり、小学校で①6.16円、中学校で②7.95円②値上がりしています。

11ページ、10「令和6年4月から令和7年11月までの玄米の価格」です。こちらは主食の値上がり額です。

副食のおかずについては使用品目が数百種類と多いので仙台市の消費者物価指数を用いていますが、主食に関しては、米とパンと牛乳に限られますので、それぞれの値上がり額で考えます。

ここで示した金額は、JAみやぎから宮城県学校給食会へ売り渡される玄米60Kgの価格です。令和6年度4月から7月の供給価格は14,420円でした。

令和6年度（令和7年1月から3月）は、21,420円、令和7年度（4月から7月）は25,420円、令和7年11月からは、35,000円と示されました。

12ページ、11「令和7年4月から11月までの主食の値上がり額」です。

玄米価格から精米や炊飯などの費用を含めた価格の表とグラフです。令和7年度から急激に上昇しています。

令和7年度の想定額が小学校で90円、11月以降の想定が122円となります。中学校では令和7年度想定が108円、11月以降の想定が152円となります。

13ページをご覧ください。主食の値上がり額は赤文字で示す通り米飯は、小学校で32円、中学校で44円の値上がり額となります。そのほかに牛乳も想定より4円値上がりしています。

主食の米飯とパンの割合は、米飯2回に対して、パンは1回なのでその割合で1食あたりの主食の値上がり額を計算すると、右下の数字③と④となります。

14ページ、12「主食と副食を合わせた合計の上昇額」です。副食（おかず）

の物価高騰上昇額と主食を合計した増額は、小学校で31.83円、中学校で41.28円、小数点以下を除いて11月からの給食費としては小学校398円、中学校で484円となります。

一昨日の学校給食センター運営審議会で審議の上、この金額で、承認され、答申がありました。値上げ分については、2ページで説明したように、国の交付金を活用しますので、保護者の負担は令和3年度から変わりません。保護者負担は小学校が289円、中学校が348円です。

15ページ、13「給食費改定の手順」です。

10月27日に学校給食センター運営審議会で審議され、答申がありました。

審議委員から意見として、「子供たちは学校給食が美味しいと話している」「給食費を値上げしても、この金額では他では食べられない」「栄養価などバランスの取れた給食を維持するために値上げは止む負えない」との意見が大半でした。

昨日の行政経営会議で市への報告をおこない、内容について市長をはじめ副市長、教育長、各部長から了承されました。

本日、教育委員会定例会にて審議をいただき、決定する運びとなります。

明日、10月30日、保護者へ周知したいと思います。

以上で学校給食費の改定についての説明を終わります。

教育長

物価高騰により、値上げせざるを得ない状況でございます。ただ、保護者負担はなしということで公費を投入することになります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第25号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第25号について、原案のとおり決定します。

議案第26号 行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について

教育長

次に、議案第26号「行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係

規則の整備に関する規則について」を議題といたします。内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習長

それでは、議案第26号「行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則について」を説明します。

本案は、8月28日の第8回教育委員会定例会で臨時代理事務の報告をした条例について、9月の市議会定例会で議決をいただいたことから、関係する教育委員会の規則を改正することについて、お諮りするものです。

本案の説明の前に、第8回定例会で報告した案件について、改めて説明します。

本市では、公民館や体育施設といった公共施設の使用料について、定期的な見直しを行っており、今般、使用料を上げることとしました。併せて、施設をより多くの市民に施設を利用していただきたいという観点から、①障害福祉を目的とする使用に係る使用料の減免、②子どもや高齢者などの利用料の減免を行うこととしたものです。

では、本案を説明します。

議案の28ページ（第1条の規定による改正の新旧対照表ページ）をお開きください。

第1条の規定による改正「多賀城市公民館管理規則の一部改正」と記載していますが、公民館において、先ほど申し上げました①使用料の値上げ、②障害福祉を目的とする使用に係る使用料の減免、に係る改正を行うものです。

ページ中ほどの(4)(5)を御覧ください。この2つが、障害福祉を目的とする使用に係る料金の減免について、新たに追加した部分です。

(4)では、市内で障害福祉活動をする団体が、実際に障害者が参加する活動に公民館を使用する場合は料金の5割を減免すること、(5)では、市内で障害福祉サービス事業を営むものが実際に障害者が参加する生涯福祉の向上を目的とした活動等に使用する場合は料金の5割を減免すること、を記載しており、この2つを新たに減免の対象として追加するという改正を行うものです。

次のページ、ページ中ほどに表があります。

先ほども申し上げましたが、今般の見直しで、公共施設の使用料を上げることとしています。

右側が旧料金、左側が新料金であり、例えば表の上から5番目にプロジェクターがありますが、それを例に挙げると、950円から1,100円としています。

つぎに、32ページ（第2条の規定による改正の新旧対照表ページ）をお開きください。

第2条の規定による改正（多賀城市市民会館条例施行規則の一部改正）と記載していますが、市民会館において、公民館と同様、①使用料の値上げ、②障害福

祉を目的とする使用に係る使用料の減免、に係る改正を行うものです。

つぎに、40ページ（第3条の規定による改正の新旧対照表ページ）をお開きください。

第3条の規定による改正（多賀城市体育施設条例施行規則の一部改正）と記載していますが、総合体育館、市民プール、市民テニスコートにおいて、公民館と同様、①利用料の値上げ、②障害福祉を目的とする利用に係る料金の減免、に係る改正を行うものです。

同じページの中段下の部分、「2 条例第13条の規定により個人利用する場合～」と記載している部分を御覧ください。公民館、市民会館については、会議室を団体が専用して利用する専用利用の仕組みしかございませんが、体育施設については、専用利用の予約が入らなかった部屋を個人で利用することができる仕組みがあります。その個人利用に係る料金を減免する規定を追加するもので、子ども（市内在住の高校生まで）は10割、高齢者（市内在住の65歳以上）は5割、障害者は5割、障害者を介助する方は5割、という利用料の減免の仕組みを新たに置くものです。

以上で議案第26号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願ひいたします。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第26号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、議案第26号について、原案のとおり決定します。

議案第27号 多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則について

教育長

次に、議案第27号「多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則について」を議題といたします。内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習長

それでは、議案第27号「多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則について」を説明します。議案43ページをお願いします。

本案は、先ほどの総合教育会議でもお話がありましたが、このあと、「その他報告」として説明するスポーツウェルネス施設の整備に当たって、教育委員会の職務。

権限に該当する事務の一部を、市長部局である企画経営部企画課スポーツウェルネスデザイン室で執行する必要があることが整理されましたので、その部分に限り市長に事務をお願いするため、規則を制定するものです。

簡単に経緯を説明します。

本市の総合体育館と市民プールは、教育委員会で管理・運営をしていますが、施設の老朽化や体育館が津波浸水区域に含まれることとなったという経緯から、市の中央部に移転することについて、全庁的に検討が進められてきました。

検討においては、新たな施設に、スポーツに限らず健康増進などの幅広い機能を持たせるため、現在、体育館・プールを管理している教育委員会ではなく、市長部局にスポーツウェルネスデザイン室を設置し、そこで検討することとされました。

教育委員会の事務は、法律で定められています。

全庁的な検討のなかで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のなかで定める教育委員会の事務の一部について、スポーツウェルネスデザイン室が執行することで、効果的かつ効率的な事務執行が可能であることが整理されましたので、規則を建てて市長に事務を委任することとしたというのが、これまでの経緯です。

44ページをお願いします。

つぎに、具体的な規則の内容について、説明します。

規則の題名は、「多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則」としており、先ほど説明したとおり、法律で教育委員会の権限とされている事務を委任することを目的とした規則です。

第1条をご覧ください。

この規則は、地方自治法に基づき、教育委員会の事務の一部について、市長を補助する職員に委任することに関して、必要な事項を定めるものです。

この条項に記載のとおり、事務の委任は、地方自治法という法律のなかで仕組みとして設けられているものです。

つぎに、第2条です。

かっこ書きが多く条文が長いので、かっこ書きを除いた部分で説明します。

3つのことを記載しています。

企画経営部長に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号に規定する校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関するもののうち、スポーツウェルネス施設の整備に関する事務を委任する、というものです。

つぎに、第3条です。

報告の徴収等として、「教育委員会は、2条で企画経営部長に委任した事務について、必要があるときは報告を求め、指示を与えることができること」、そして、

つぎの項で「企画経営部長も、2条で委任された事務について、特に重要又は異例であるものをするときは、事前に教育委員会に協議しなければならないこと」を定めています。

これは、事務を委任したあとも、教育委員会と市長部局で連携して事務を進めていくという趣旨の規定です。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願ひいたします。
(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第27号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第27号について、原案のとおり決定します。

議案第28号 多賀城市社会体育施設等指定管理者の更新について

教育長

次に、議案第28号「多賀城市社会体育施設等指定管理者の更新について」を議題といたします。内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習長

それでは、議案第28号「指定管理者の候補者について」を説明させていただきます。47ページをお願いします。

本案は、1に記載の社会体育施設等について、3に記載しております令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間における指定管理者について、2に記載の特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブを、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条第1項の規定により、候補者に選定することとするものです。

48ページ、49ページをお願いします。

ここからは、議案第28号関係資料となります。

1の指定管理の概要ですが、(1)のアからキまで記載の社会体育施設等に係る(2)に記載の業務を5年間、指定管理者に委ねることになります。

2の取組経過をご覧ください。

これは、各種手続について、時系列に表にまとめたものです。49ページ表の上

段、5月30日開催の評価委員会の結果を、7月17日開催の行政経営会議で報告し、そこで次期指定管理期間を5年間とすることについて了承されました。その後、7月23日開催の第7回教育委員会定例会において、次期指定管理者の候補者を非公募により選定することを決定しました。その後、9月1日に選定委員会を開催しましたので、その内容についてご報告させていただきます。

49ページ中段から記載する3 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要については、その際の資料ですので、ご確認いただければと思います。

これから、その後に行われました、選定委員会について説明しますので55ページをお願いします。

6 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の概要でございます。

選定委員会の開催日時は、(1)に記載のとおり9月1日に実施しております。

(2)は選定委員会の委員の構成です。

(3)の評価方法ですが、選定委員には、多賀城市民スポーツクラブから提出された事業提案書などの申請書類を事前に配布し、会議当日には事業提案書等に基づくプレゼンテーションを受けていただき、その内容に関する質疑応答を経た後に、採点により評価を行っていただきました。

採点方法は、アに記載のとおり、審査項目を14項目設定し、各委員が審査項目ごとに0点から5点までの6段階で採点することとしました。

委員1人当たり70点、合計で490点が満点となります。

イに記載のとおり、合計点の6割、294点以上の場合を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

続いて、評価の結果ですが(4)に記載のとおり、349点、合格(良)となりました。

少し詳しく説明しますので、57ページをご覧ください。

評価項目は、表の左側にありますとおり、大枠として、「施設運営の方針・理念」、「収支等」、「運営体制」、「維持管理」「施設の貸出し」、「事業運営」、「広報」、「地域連携、地域貢献等」という構成となっており、合計14項目の審査項目を設けております。右側のAからGの欄は、7名の委員とそれぞれの採点結果でございます。

合計点数は、表の右下に記載のとおり、349点、100点満点に換算しますと、約71点、「合格」の「良」という評価結果となっております。

項目ごとに確認しますと、施設運営の方針・理念、運営体制の「職員配置、職員育成、労務管理」、事業運営の「団体・イベントの支援」、「地域連携、地域貢献等」の項目で高得点となっております。

5 8 ページをお願いします。

(5)の選定委員会からの付帯意見ですが、これは、審査基準に基づく採点のほか、自由記述により提出していただいたものです。

現在の指定管理者の経験と実績への期待が寄せられているほか、今後の要望や課題については、さらなる充実や飛躍を求める意見と理解しております。

なお、いただいた意見については、現指定管理者も十分に認識しており、次期指定管理を委ねていただける際は、十分に意を配して対応してまいりたいとの話も受けております。

5 9 ページをお願いします。

項番 7 は、多賀城市民スポーツクラブからの企画提案の概要でございます。この提案を基に選定委員会で評価が行われました。

評価の高かった審査項目を軸に説明します。

(1) 施設運営の方針・理念をご覧ください。

クラブ創設以来、培ってきた市民との信頼関係や指定管理実績と経験を活かし、市民の健康増進に関する業務を行い、活力に満ちた多賀城市の形成のため、関係団体の協力を得ながら、市民が自主的にスポーツに取り組む「多賀城市型市民スポーツ社会」の実現に向けて取り組むことを掲げています。

6 3 ページをお開きください。

(6)事業運営については、先ほど説明した「施設運営の方針・理念」に基づき、地域コミュニティの活動促進や豊かで活力に満ちたまちづくりに貢献していくとしています。

ア スポーツ振興事業の実施方針として、これまで定番であった競技スポーツだけではなく、アーバンスポーツに注目が集まるなど、スポーツの志向が多種多様になってきていることから、多様な主体が参加できるような機会の創出や既存スポーツが持つ強みを活かし、人が集まり、つながりを感じてもらえるような取組をしていくこととしています。

また、今年度に初めて開催した「どろんこラグビー」など、本市の特徴的な景観や文化を生かした事業を引き続き検討、企画していくとしています。

6 4 ページです。

イ 地域スポーツの振興として、多賀城市民スポーツクラブでは、本市が実施するまちづくりアンケートの結果も踏まえて、運動・レクリエーションの紹介や生活活動の維持・向上ができるような情報を発信し、自発的活動の促進や市民の健康増進に寄与できるよう取り組んでいくとしています。また、部活動地域展開についても、動向を注視しつつ、多様な経験や交流ができるよう環境づくりを検討していく

としています。

ウ 団体・イベントの支援としては、地域に根差した住民による、住民のためのスポーツクラブとして培ってきた強みを生かし、長年スポーツを推進してきた多賀城市スポーツ協会、多賀城市スポーツ少年団と連携・協力し「する」「みる」「ささえる」の生涯スポーツを推進していくとしています。

6 5 ページをお願いします。

(8) 地域連携、地域貢献等については、市内在住者の採用や地域団体と連携など、地域社会への貢献を継続していくとしています。

6 6 ページをお開きください。

(10) の指定管理料提示金額です。

第6期目の指定管理料の提示額につきましては、表に記載のとおり、5年間で7億4,503万円となっております。

これは、第5期の各年度協定に基づく指定管理料の合計額、5億8,750万円と比較して、1億5,753万円の増額となるものです。

提案内容から増額の主な内容を確認しますと、人件費、燃料費、光熱水費の増額となっております。

これは、あくまで提案額であり、今後所定の手続を経て、指定管理者として指定され、協定書を締結する段階では、双方で金額の精査を行うことになります。

最後に、今後のスケジュールですが、12月に市議会定例会で「指定管理者の指定」について議決をいただきましたら、2月、3月に協定書を締結し、来年4月からは、第6期のスタートとなります。

以上、説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございますか。小野委員。

小野委員

5 8 ページの、選定委員会からの付帯意見で、評価できる点の「部活動の地域展開について、資格取得など具体的に事業を進めている」とは、具体的にどのようなものなのか、教えてください。

生涯学習課長

部活動の受け皿として、様々な活動団体があります。種目によりますが、専門の指導員、例えば軟式野球の指導員など、いろいろなスポーツ団体によって、競技によってさまざまな資格があるので、スポーツクラブとしては、指導員の資格も揃え

ながら受け皿となるような準備もしていきますという内容で捉えております。

小野委員

ありがとうございます。わかりました。

教育長

ほかにございますか。大井委員。

大井委員

49ページ。施設の指定管理者評価委員会が5月30日に開催されました。これまでの過去5年間の活動がどうだったかを評価したと思います。それを社会教育委員会とスポーツ推進審議会に結果を報告し、その後、教育委員会定例会に報告されました。その後指定管理者選定委員会でもう一度評価しています。評価委員会と選定委員会は、どう違うのですか。

生涯学習課長

49ページのこれまでの取組経過を基にご説明します。大井委員からご指摘のとおり、5月30日に評価委員会というものを行いました。これは今年が最終年度、指定管理期間5年間の最終年度なので去年までの4年間の評価を実施しました。

その評価の中で、公募がよいか、非公募がよいかというご意見をいただきました。この社会体育施設等については、これまで通り非公募でよいのではないかというというようなご意見をいただき、様々な社会教育やスポーツ推進審議会という諮問機関にご意見を伺い、最終的には7月23日の第7回教育委員会において非公募で実施することを決定しました。

非公募でこのスポーツクラブに対して提案書を提出してもらうようお願いし、その提案書を基にプレゼンをしてもらった内容を評価してもらうという形ですが、ここはあくまで評価委員会ではなく選定委員会なので、9月1日はこの1社についてよろしいかどうかという選定をしてもらいました。

その結果を今日ここでその候補者でいいよという決定をいただきたいという流れになっていましたので、評価という言葉を使っていますが、9月1日については1社を選定していただいたことになります。

大井委員

はい、わかりました。

教育長

ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第28号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第28号について、原案のとおり決定します。

議案第29号 多賀城市文化センター指定管理者の更新について

教育長

次に、議案第29号「多賀城市文化センター指定管理者の更新について」を議題といたします。内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習長

それでは、議案第29号「指定管理者の候補者について」を説明させていただきます。69ページをお願いします。

本案は、1に記載の市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センターの複合施設である文化センターについて、3に記載しております令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間における指定管理者について、2に記載のJM共同事業体を、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第4条第1項の規定により、候補者に選定することとするものです。

次のページをお願いします。ここからは、議案第29号の関係資料となります。

1の指定管理の概要ですが、多賀城市文化センターに係る(2)で色付けした業務範囲を10年間、指定管理者に委ねることになります。2の取組経過をご覧ください。

これは、各種手続について、時系列に表にまとめたものです。こちらは議案第28号と説明内容が同じになりますので割愛いたします。

71ページ中段から記載の「3 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要」については、その際の資料ですので、ご確認いただければと思います。

これから、その後に行われました、選定委員会について説明しますので、77ページをお願いします。

6 公募の実施でございます。

募集要項につきましては、7月29日から市ホームページに掲載し公表いたしました。8月5日に指定管理者募集に関する説明会を実施し、6事業所が参加しました。その後9月1日から10日まで申請受付をし、(4)に記載のある2団体から

申請をいただきました。

7 多賀城市文化センターの指定管理者選定委員会の概要でございます。

選定委員会の開催日時等につきましては、(1)に記載のとおり、10月10日に実施しております。

(2)は選定委員会の委員の構成です。

78ページ、(3)の評価方法ですが、選定委員には、TAGA Nexus Allience (タガ ネクサス アライアンス) およびJM共同事業体、それぞれから提出された事業提案書などの申請書類を事前に配布し、会議当日には事業提案書等に基づくプレゼンテーションを受けていただき、その内容に関する質疑応答を経た後に、採点により評価を行っていただきました。

採点方法は、アに記載のとおり、審査項目を17項目設定し、各委員が審査項目ごとに0点から5点までの6段階で採点することとしました。

なお、先の社会体育施設と比較しまして、審査項目が3つ多いのは、公募によるため新規団体からの申請が予想されたことで、これまでの経験や実績を評価するための項目と、民間のノウハウなどの評価を行うため、事業の実施能力を評価する項目として、文化芸術の振興の項目を増やしたことによるものです。

委員1人当たり85点、合計で595点が満点となります。

イに記載のとおり、合計点の6割、357点以上の場合を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

続いて、評価の結果ですが(4)に記載のとおり、JM共同事業体は479点で合格(優)、TAGA Nexus Allience (タガ ネクサス アライアンス)は408点で合格(可)となり、JM共同事業体を第1候補者といたしました。

少し詳しく説明しますので、79ページをご覧ください。

こちらの採点表は、2団体の評価結果を比較したものとなっております。

評価項目は、表の左側にありますとおり、大枠として、「管理運営の方針・理念」、「収支計画」、「運営体制」、「施設管理」「施設の貸出し」、「文化芸術の振興」、「広報」、「地域連携、地域貢献等」「経験・実績」という9つの構成となっており、合計17の審査項目を設けております。

項目ごとに確認しますと、全ての審査項目において第1候補者となったJM共同事業体の評価が高いことがわかります。

次の80ページは、第1候補者となったJM共同事業体の採点表で、右上のAからGの欄は、7名の委員それぞれの採点結果でございます。

合計点数は、表の右下に記載のとおり、479点、100点満点に換算いたしましたと、約81点、「合格」の「優」という評価結果となっております。

全体的に、審査項目（1）の「管理運営の方針・理念」、（5）「施設の貸出し」、（6）文化芸術の振興、（9）「経験・実績」の評価が高くなっています。

8 1 ページをお願いします。

（5）の選定委員会からの付帯意見ですが、これは、審査基準に基づく採点のほか、自由記述により提出していただいたものです。

現在の指定管理者のこれまでの経験と実績に基づき、今後の運営についての継続性と安定性、さらに10年間の指定期間をフルに活かした計画性について高く評価をいただきました。

今後の課題点につきましては、さらなる充実や飛躍を求める意見と理解しております。

8 2 ページをお願いします。

項番8は、JM共同事業体からの企画提案の概要でございます。この提案を基に選定委員会で評価が行われました。

（1）管理運営の方針・理念をご覧ください。

文化センターは東北随一の文化交流拠点、創造拠点として、その実現の基盤であり、その運営者である指定管理者は、地域活力の一層の向上を多賀城市とともに歩むパートナーとしての位置づけが強く求められていると認識しており、「市民とともに歴史と文化をつなぎ未来をはぐくむ。TAGAJO(タガジョウ) CULTURAL(カルチュアル) NEXT(ネクスト) つなぐ、ひろがる、多賀城」を第4期理念として掲げています。

また、ページ下段のエの部分になりますが、第4期は4つの項目に挑戦するとの提案をされています。1つは「多賀城独自の文化創造」2つ目は「市民文化を市民が創造する仕組みづくり」3つ目は「文化と観光が連携した交流人口の拡大」4つ目は「大規模改修・延命化への専門的関与」

この4つの挑戦については、指定管理10年を最大限活用した重点取組として行っていくとしています。

8 6 ページの下段の（5）施設の貸出しをご覧ください。

サービスの基本方針として「安心して相談できる利便性の高い施設利用と誰にでも開かれた居心地のよいサードプレイスの利用者サービス」を掲げています。

10年という期間を活かして、サービス向上やユニバーサル向上、インバウンド環境整備による幅広い利用者の取り込みと継続リピート化を行います。また、高齢化・人生100年時代の地域課題解決、多世代・多文化の交わるサードプレイスとしての交流が生まれる施設にしていくとしています。

8 7 ページ上段アの（ア）になりますが、利用者目線の受付サービスを重視し、

(イ)利用しやすい受付体制へ拡充するため、当日申請を可能にすること、申請手続きを簡略化すること、(ウ)相談しやすい相談体制へ拡充するため、地域コーディネーターを設置するなど、新規の提案をしています。

8 8 ページ (6) 文化芸術の振興をご覧ください。

ア 文化芸術振興の実施方針として、「文化芸術の力で、人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐ。市民文化創造の協働と、文化と観光の連携を市民とともににつないでいきます。」と掲げています。

第4期のさらなる文化芸術振興事業の挑戦として「多賀城独自の文化創造」「市民文化を市民が創造する仕組みづくり」「文化と観光が連携した交流人口の拡大」の3つを実現するために、これまで蓄積してきた土台の上に、大きな変革が必要となるため、指定管理者単体で行うのではなく、市と市民組織と外部パートナーと連携して取り組むことで、本質的な市民協働を創り出していくこと」を「文化芸術振興事業の挑戦」としています。

8 9 ページ、エ 芸術文化活動・交流の促進においては「アートマネジメント人材・芸術家の育成による市民文化創造の支援」を第4期の方向性として掲げ、市内全体イベントや館内オープンスペースを市民の発表の場として創出し、アーティストとアートマネジメント人材を育成する仕組みづくりを行うこととしています。

9 0 ページをお開きください。

(10)の指定管理料提示金額です。

第4期目の指定管理料の提示額につきましては、表に記載のとおり、10年間で17億418万9千円となっております。

これは、第5期の各年度協定に基づく指定管理料の合計額とは、年数が違うため、単純比較はできませんが、1年あたりの提示額を比較すると増額となっております。

提案内容から増額の主な内容を確認しますと、人件費、光熱水費の増額となっております。

これは、あくまで提案額であり、今後所定の手続を経て、指定管理者として指定され、協定書を締結する段階では、双方で金額の精査を行うことになります。

今後のスケジュールですが、議案第28号と同様となり、来年4月からは第4期のスタートとなります。

以上、説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がござりますか。小野委員。

小野委員

いろいろ巻き込んでいく「つなぐ、ひろがる、多賀城」というイメージだと感じましたが、実際にこれは可能のことなのでしょうか。

生涯学習課長

私たちもこの指定管理する上で、近隣ホール関係者等にいろいろ聞いて研究しました。その時にやはり公募でやった時のいろいろな意見があり、「提案時に良いことを言う。」といったことは簡単ですので、それをいかに実現していくかということは難しいと言われました。

やはりこの10年間という長い中で、本当にできるかということで、現在のルールでは毎年モニタリングを行っているのですが、最後の年に評価をしています。となると10年は長いので、中間地点あたりでも評価をした方がよいだろうと考えています。その結果をバックして提案したものと違うということが無いように、密にやっていく必要があるのだろうな。ということを考えていたので、提案いただいた内容を100%していただけるよう努力していきたいと思っています。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第29号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第29号について、原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。「多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本構想（案）」につきまして、企画経営部企画課スポーツウェルネスデザイン室長から説明をいたします。

スポーツウェルネスデザイン室長

それでは、スポーツウェルネス施設整備基本構想の策定について説明させていただきます。

このことについては、7月23日開催の第7回定例会において、事業の全体概要、アンケート等意見集約及び先進地視察などについて報告させていただき、また、施設整備の根幹をなすコンセプトについて、中間的に説明をさせていただいておりました。

今回、基本構想が最終的にまとまってまいりましたので、報告をさせていただくものでございます。

また、先ほど開催された、総合教育会議でも説明させていただいておりましたので、内容を絞って説明いたしますが、一部内容が重なる部分もあるとは思いますのでご容赦願います。

資料は3種類ございまして、資料1として基本構想案の本編、資料2として資料編、本編の裏付けや掲載しきれなかった資料をまとめたもの、資料3として概要版がございます。

まずは基本構想の全体構成を確認しますので、資料1、本編を1枚めくって左側の目次をご覧ください。

構成としては 第1章で基本構想策定の背景と目的、第2章で基本理念・基本方針、第3章で前提条件を整理し、第4章で想定機能及び事業手法、第5章として今後の検討課題を整理しております。

第1章から第3章までは、前回までに説明した内容でございますので、省略し、第4章、第5章を少し詳しく説明いたします。

20ページをお願いします。

第4章、1機能を想定する上での基本的な考え方でございます。

スポーツウェルネス施設では、基本方針に定めるような「これまでにない新しい体育施設」として、現体育館や市民プールが担ってきた地域スポーツの拠点機能を維持しながら、新しい視点で多くの市民に利用される施設とするために、様々な機能を想定しています。

一方で、事業対象地の面積や事業費には限りがありますので、想定される機能の中から最適なものを選択する必要があります。

そこで、下に記載している3つの視点をもって、その機能や規模を検討することとし、最終的にはニーズや事業費を勘案しながら、面積バランス等を考慮して決定することとします。

まず、(1)複合化・多目的化の視点です。

これまで専用室としていたものを複合化するなど、用途を限定せずに多目的利用を想定します。

次に(2)既存施設等の活用の視点です。

地域のスポーツ活動の場は、総合体育館・市民プールのほか、学校施設や公民館も担ってきました。

現在、進められている部活動の地域展開に進捗によっては、学校施設のさらなる活用も想定されることから、ニーズや整備費用等を踏まえながら、既存施設の活用も視野にいれて検討してまいります。

3つ目は、(3)一部機能の民営化の視点です。

トレーニング室、フィットネスやプールなど、民間による運営が可能であるものは、積極的に民設民営を検討してまいります。

公設とする場合でも、付近の民業とのバランスを見ながら、その機能・規模等を検討していくこととします。

この3つの視点で、施設全体の機能等を検討することになります。

21ページでは、体育施設としての整理をしております。

「これまでにない体育施設」として、従前の体育施設を超えたものを目指しつつも、地域スポーツの拠点として、競技スペースは可能な限り維持すべきと考えております。

ただし、その規模については、近隣に国際大会等も開催可能な宮城県総合運動公園（グランディ・21）があることや、これまでの総合体育館や市民プールの利用状況に照らして、基本的に市民利用を想定した規模とします。

なお、面積や高さ等を検討するに当たっては、各競技団体の定める基準等に則ることを基本とします。

次に、それぞれの諸室の考え方を整理しております。

まずは、大体育室ですが、これは、競技スポーツの活動の場、大会の開催など、体育施設としてメイン諸室となります。

イベントなど多目的利用や災害時の避難所としての活用も想定し、利便性、居住性についても考慮します。

観客席やステージについても、活用想定や利便性、施設全体の面積などバランスを見ながら検討します。

次に(2)小体育室、(3)柔剣道場（武道場）は、多目的な使い方も視野にいれております。

(4)弓道場です。近似的の弓道場を想定しておりますが、これは、専門のスペース

が必要となります。

検討に当たっては、ニーズや現在の使い方などを踏まえ、面積等を検討し、さらに学校施設の活用も想定しております。

2 2 ページをお願いします。

(5)集会室・多目的室です。ダンス、ヨガなどの運動スペース、会議・研修などの集会スペースとしての多目的利用を想定します。

(6)トレーニング室です。健康志向の高まりから、全国的にスポーツジム等、フィットネス需要が高まっております。現体育館でも待ち時間が発生するなどの状況もあります。ニーズに対応すること、また、民業とのバランスを踏まえ、検討を進めることにします。

(7)プールとなります。これは、25mプールとして、レーン数は、学校プールの受け入れ状況により決定します。また、幼児用や歩行用プール、ジャグジーや採暖室について、ニーズに対応すること、また、民業とのバランスを踏まえ、検討を進めることにします。

トレーニング室、プールは民設民営も考えております。

2 3 ページをお願いします。

3 誰もが楽しめる魅力的な機能の検討でございます。

運動をしない日でも訪れたくなる仕掛け・取組みによって、施設に訪れてもらうことで、様々な運動・スポーツに触れ、運動を習慣化する機会を作り、地域全体の健康寿命延伸、ひいては Well-being な暮らしに寄与することを目指して、様々な機能について検討をいたします。

(1)子どもの遊び場・居場所機能です。ここに記載のとおり、特に重視して検討しいくこととします。

(2)新たなジャンルのスポーツへの対応です。新たなジャンルのスポーツへの対応を積極的に行い、これまで運動する機会が無かった人にむけ、その機会を創出します。

(3)オープンな交流スペースです。自由に滞在できる休憩・交流スペースです。屋外広場も想定していますが、これは、南側の民間開発エリアとの一体利用も含めて検討します。

2 4 ページをお願いします。

(4)飲食提供機能です。周辺施設との連携や移動販売による対応も視野にいれます。

(5)東北随一の文化交流拠点としての機能です。他の施設との相互連携し、多賀城固有の歴史や文化芸術に触れる機会を創出し、郷土愛の醸成を図ってまいります。

す。

次に 4 防災拠点施設としての機能の充実・強化です。

ここに記載のとおり、スポーツウェルネス施設は、避難所として活用し、市役所・文化センターと連携することで、本市の災害時の体制強化につなげていくこととしており、特に重視して検討を進めてまいります。

5 建物全体として配慮すべき事項についてです。ここでは、公共施設を整備する上で当然に取り組むべきことを整理しております。

24 ページから 25 ページにかけて記載しておりますので、ご確認ください。

26 ページをお願いします。

6 施設整備に係る事業費の想定でございます。

全体事業費としては、建築費、土地取得費、設計費など、ここに記載のものが想定されますが、現段階では、施設の規模など諸条件が未確定であることから、事業費を算出することはできません。

施設の規模、機能、意匠や物価の状況により大きく変動しますので、今後、市場調査等も行いながら、精査してまいります。

参考までに、近年の動向を加味すると、建築単価は、m²当たり 90 万円、坪あたり約 300 万円と想定されます。スポーツウェルネス施設の延床面積を、仮に現体育館と市民プールを合計した面積とした場合、その建築費は、約 69 億 9,400 万円となります。このほか、土地取得や設計の費用が必要となります。

7 財源の確保です。

これは、図表 4-7-1 に記載のもののほか、様々、情報収集しながら、より有利な財源を確保します。資料編の 40 ページに詳細を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。この財源の確保によって、さきほど申しました事業費が圧縮し、経費の軽減につながっていきます。

27 ページをお願いします。8 事業手法の整理、28 ページの想定スケジュールは記載のとおりです。

令和 12 年度中には、施設の完成を目指しております。

29 ページをお願いします。5 今後の検討事項ですが、これは、本日説明をしています基本構想を策定後、基本計画の策定に取り掛かるわけですが、その際に具体に検討していくことを整理しております。ご確認いただければと思います。

今後ですが、市議会等への説明を経て、本構想を決定した上で、基本計画の策定に取り掛かります。

基本計画では、構想で定めた基本理念・基本方針に基づき、課題等を具体に検討し、スポーツウェルネス施設整備の事業計画や事業手法などを決定していくこ

とになります。計画の策定は令和8年の夏頃を見込んでおります。

基本計画の策定にあたっても、適切なタイミングで皆さまからご意見をいただきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上、説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございますか。小野委員。

小野委員

21ページ、体育施設として求められる諸室の整理ですが、弓道場の記載だけ「各団体等のニーズを踏まえ、面積等を検討するとともに、学校施設の活用も想定します。」とありますが具体的にはどのようなことなのか教えてください。

スポーツウェルネスデザイン室長

20ページの(2)既存施設等の活用の視点に「部活動の地域展開により、学校施設等のさらなる活用も想定されます。」と記載しております。

現在は土日の部活動が地域移行ということで進んでいる状況ですが、平日がどうなるのかということについては、国の方の動きもまだ確定的ではありません。スポーツウェルネス施設は令和12年中頃に完成したいと考えていますので、その国の動きと連動できる場合は、学校での部活動がなくなれば、弓道場は学校施設としては必要な施設になるのですね。授業で使用することがないためです。そのようなことも想定されるということです。

ただ正直申し上げますと、国の平日の部活動の移行とスポーツウェルネス施設のタイミングが合致しづらいかなという今の状況です。

それと、学校の施設を使う平日の部活動が移行された場合には、3校分の弓道場が残ることになります。その3つを残すのがよいのか、体育館で新しいものを作って、最終的には1つにするのがよいのかということも想定として考えなければなりません。これはなかなか難しい問題で、もしかすると施設ができるまでの間に結論が出ない可能性がありますので、そこも含めてギリギリまで検討を重ねていくことになると思います。

小野委員

わかりました。体育の授業に弓道がないからなのですね。弓道場が使われないまま放置されたら大変なことになりますね。ありがとうございます。

教育長

ほかにございますか。星山委員。

星山委員

28ページ、事業手法の整理で、図表に従来方式、PPPとしてDB方式、D
BO方式、PFI方式の3つが挙げられていますが、簡単にこの辺りをご説明い
ただけないでしょうか。

スポーツウェルネスデザイン室長

従来方式は、設計、基本設計、実施設計、それと工事を別々に発注するのが通
常の市のやり方です。

DB方式、これはデザインとビルト、設計と建築と一緒に発注するという方法
です。

DBO方式は、デザイン、ビルト、オペレーション、すなわち設計、建築、運
営をセットで出してしまうという発注方式です。

PFI方式は、そのDBO方式のさらに法律に基づいたやり方で、一般的なや
り方ですと、民間の資金を活用して建物を建てて、その施設を市が借りて、また
は、譲り受けて分割で払っていく方法がPFIとなっています。

このスケジュールを見ていただくと従来方式は、基本設計の前に発注とありま
すね。実設計の前に発注とあります。工事の前に発注があり、それぞれ入札など
をしていかなければならぬことになります。

DB方式になると、基本設計、実施設計と建築工事を一緒に発注できますの
で、この黄色い部分の公募や提案、審査、これはどのような建物を建てるかとい
うことを、ある程度のデザインを含めて審査し設計と工事を一緒に進めていく方
式です。

DBO方式は、それにこの表にはありませんが、運営会社も一緒にセットで行
います。何がよいかといいますと、設計段階で施工業者さん、工事会社さんがい
る工事会社さんが持っているノウハウを設計に生かせるという要素がありま
す。さらに、運営業者さんが入っていると、人の動線や、例えば少し大きな大会
を開催するときに、入場口をこちらにした方がよいとか、ここに事務室があれば
目が届くとか、そういういった目線が設計に入れられるということで、DBO方式や
PFI方式の方がより良い施設ができるだろうと一般的に言われています。

さらに、それぞれのノウハウが活かされるので、全体事業費も下がるだろうと
いうのが基本的な考え方です。今後作る基本計画の中で、そこら辺を詳細に費用
も含めて検証し、どの方法がよいかを決定していくことになります。以上です。

星山委員

今の説明はとても分かりやすくて助かります。個人的にはD B O方式、オペレーションまで入るのであれば、その後の運用をしやすいのではないかと思います。また、様々な条件があると思います。ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、基本構想については承認します。

教育長

各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。小野委員。

小野委員

現在、学校の教職員や講師の不足など、そういった状況はどのように把握しているのでしょうか。各学校にはすべて配属されているのでしょうか。

学校教育監

講師につきましては、年度当初につく 6・6（ろくろく）講師（1年間配属される講師）などについては、基本的に続けていただいています。

それ以外の産休、育休については休みの期間が結構ありますので、そちらについては教育事務所と調整しながら計画的に配属したいと思っています。

それに伴って、病気休暇などの職員が出たときには期間が 2～3か月やと短期間になっている場合は、学校の自助努力で補ってもらい、講師はつけていない状況です。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。次長。

次長

資料の一部訂正です。。議案の 1 ページの諸般の報告で、教育総務課関係につ

いて10月8日から10日まで実施しました「多賀城市・太宰府市中学生交流事業」において、多賀城市内の見学や高崎中学校への訪問などとありますが、多賀城中学校への訪問でした。記載誤りですので、訂正させていただきたいと思います。

教育長

ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和7年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後7時20分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和7年11月26日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員